

令和8年熊本地震ー市長から市民の皆さんへ

令和8年熊本地震によりお亡くなりになられた方々に対し、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。
発災から1ヵ月余りが経過しました。
これまで避難所や被害の大きかった地域を訪ね、多くの皆様から直接お話を伺ってきました。住まいや今後の生活に不安を抱えておられる方々が今も数多くいらっしゃいます。熊本市は応急対応から生活再建をスピーディーに進めています。大切なのは、被災されたお一人おひとりが住まいと暮らしを取り戻すことです。
支援を必要とする方からの相談を待つのではなく、こちらから状況を把握し、必要な支援につなげます。そして、10年前の熊本地震の経験と教訓も生かしながら、誰一人取り残さないという決意で、市民の皆様とともに、1日も早い復旧・復興に全力で取り組んでまいります。

熊本市長 大西一史

被災された方への支援制度

支援制度の中から主なものをお知らせしています(8月14日時点の情報)。今後も被災された方への支援を充実させてまいりますので、最新情報は市ホームページでご確認ください。



り災証明書の発行

被害を受けられた方に対し、証明書を発行します。

対象となる建物等	住家 (店舗兼住宅を含む)	店舗、事務所、工場など	農水産業関係
窓口	各区役所福祉課、各総合出張所	商業金融課 ※臨時窓口の開設状況は下記QRコードから。	各農業振興センター 農業振興課、水産振興センター
詳細			

住宅に関すること

市営住宅の一時提供

被害の程度が「半壊」以上の方を対象に、一時的に市営住宅を無償で提供します。

窓口 市営住宅課(☎096-328-2461)



賃貸型応急住宅(みなし仮設住宅)の供与について

住居の全壊等により居住する住宅がない方および住家が「半壊」(「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む)であっても住宅として再利用できずやむを得ず解体を行う方などを対象に、民間賃貸住宅を活用した「賃貸型応急住宅」を提供します。

窓口 住宅政策課 総務企画班(☎096-328-2989)



被災した住宅の応急修理

被害を受けられた方に対し、日常生活に必要な最小限度の部分の応急的な修理を実施します。

対象 被害の程度が「準半壊」以上に相当する住宅

限度額 「半壊以上」の場合:757,000円以内/世帯
「準半壊」の場合:367,000円以内/世帯

窓口 住宅政策課 建築支援班(☎096-328-2449)



見舞金

災害見舞金の支給

対象・支給額

- ・災害により1ヵ月以上の重傷を負った方:3万円
- ・住家が全焼、全壊または流失:5万円
- ・住家の大規模半壊、中規模半壊、半壊または準半壊:3万円
- ・上記に該当しない住家の床上浸水:1万円

窓口 各区役所福祉課

問い合わせ 健康福祉政策課(☎096-328-2340)



各種減免

市税の減免

【個人市民税】

- 対象** 「居住する住宅」や「所有する住宅または家財」、「農作物」に被害を受けられた方
- 窓口** 市民税課(☎096-328-2183)、各区役所税務室(電話での問い合わせは市民税課へ)



【固定資産税】

- 対象** 著しく価値を減じた固定資産(土地、家屋、償却資産)を有する方
- 窓口** 固定資産税課(☎096-328-2195)、各区役所税務室(電話での問い合わせは固定資産税課へ)



【事業所税】

- 対象** 事業所用家屋等が滅失、使用不能等の被害を受けた方
- 窓口** 市民税課法人課税班(☎096-328-2173)、各区役所税務室(電話での問い合わせは市民税課へ)



※個人市民税、固定資産税(家屋)については、被害の程度が準半壊、一部損壊の方は対象外です。

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料および一部負担金(窓口負担)の減免

【保険料・一部負担金の減免等】

地震により被災された方は、全半壊程度等の条件に該当する場合、保険料・一部負担金(医療機関の窓口で支払う額)の減免や徴収猶予を受けることができます。

窓口・問い合わせ 国保年金課(☎096-328-2290)、各区役所区民課



(国保保険料)



(国保一部負担金)



(後期保険料・一部負担金)

介護保険料・介護保険サービス利用料の減免

【介護保険料・介護保険サービス利用料の減免】

地震により被災された方は、全半壊程度等の条件に該当する場合、介護保険料・介護保険サービスの利用料の減免を受けることができます。

窓口・問い合わせ

介護保険課(☎096-328-2347)、各区役所福祉課



(介護保険料)



(サービス利用料)

